

答申第24号
平成12年2月29日

兵庫県教育委員会 様

公文書公開審査会
会長 西山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成11年8月24日付け諮問第2号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

宝塚市教職員体罰報告書（平成6年度～平成10年度に県教委に提出された文書）のうち、平成8年11月11日付け教阪第2239号に添付された事情聴取の記録

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

宝塚市教職員体罰報告書(平成8年11月11日付け教阪第2239号)に添付された事情聴取記録に係る関係者の発言内容部分を非公開とした部分公開の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、宝塚市教職員体罰報告書(平成6年度～平成10年度に県教委に提出された文書)の公開請求に対して、実施機関が平成11年6月21日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)において非公開とされた情報のうち、平成8年11月11日付け教阪第2239号で報告された事件(以下「本件事件」という。)に添付された事情聴取記録(以下「本件公文書」という。)に係る関係者の発言内容部分(以下「本件非公開情報」という。)について、取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分において本件非公開情報を非公開とした根拠を、公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。)第8条第1号に該当するとし、その理由を「生徒の氏名等社会的生活等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分において本件非公開情報を非公開とする根拠及び理由とはならない。

- (1) 異議申立人は、学校において子どもたちの人権が尊重され、守られているかどうかを知りたいと願っている。そのため、学校において、教員が関係して子どもたちが怪我をした場合には、その報告書の公開を求め、また、その原因が体罰である場合には体罰事故報告書の公開を求めている。

そして、それらの報告書が事実に即して書かれているかどうか、加害教員と被害生徒の意見が対等に、正しく記載されているかどうか、また、加害教員に対する懲戒処分等の決定に当たり、その意思形成が「公正」に行われているかどうかを知るために、公開された公文書の一言一句を読みとることを大切にしている。

ところが、本件非公開情報は、一言一句もなく非公開とされているため、加害教員に対する処分に当たって、教育委員会が公正な判断を行ったのかが分からない。

- (2) 情報公開は公開が原則である。個人のプライバシーが大切に守られることに異論はないが、非公開は飽くまで例外である。したがって、非公開にする部分は限定されるべきであるし、非公開にする場合は、慎重厳粛にされるべきである。

しかも本件公文書中の発言者は、体罰事件に関し、個人の私的な意見や考え方を述べているのではなく、公務員として「職務上知り得た情報」を基に、「職務上の見解」を述べているものである。したがって、実施機関が公務員の「職務上の見解」である情報を発言者の内心にかかわる情報であり、通常他人に知られたくない情報であるというように「個人の考え方」についての情報に帰着させて論じているのは公私混同である。

- (3) 異議申立人が、体罰事件のさまざまな過程を情報公開で求めているのは、現場の被害生徒の心身の痛みが、遠く離れた県教育委員会や教育委員にどのくらい届いているのかを知りたいからでもある。そして、それは、しばしば職務上の見解として表明されている文言の中に見つけることができる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書その他の関係書類において述べている説明は、次のように要約される。

1 本件公文書の性格及び概要について

本件公文書は、本件事件について、宝塚市教育委員会の担当職員が、関係者から事情聴取した記録であり、阪神教育事務所経由で体罰報告書に添付して県教育委員会に提出されたものである。

2 条例第8条第1号の該当性について

本号の規定は、条例第3条第3項の実施機関の責務と相俟って、原則公開を趣旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、本号に該当する情報については、これを非公開とすべきことを定めたものと解される。

ところで、本件非公開情報には、事情聴取の対象者等関係者の氏名、事情聴取における発言内容が記録されている。

異議申立人は本件非公開情報の公開を求めているが、当該情報には事情聴取の対象となった本件事件の前後の状況について、発言者がどのような考え方をもっていたか等という、当該発言者の内心に係る情報が全体にわたって逐語的に記録されており、これらすべてが、発言者にとっては個人が識別され、通常他人に知られたくない情報である。

また、本件非公開情報には、体罰を受けた生徒等に関する情報も記録されており、これらは、被害生徒等にとっても、個人が識別され、通常他人に知られたくない情報である。

以上から、本件非公開情報は、条例第8条第1号に該当する。

3 条例第8条第10号の該当性について

本件処分時においては、本件非公開情報は、条例第8条第10号に該当すると判断していたが、貴審査会から本件非公開情報は条例第8条第10号に該当しないとの答申(平成11年7月29日付け答申第21号。以下「答申第21号」という。)を受けて、現在では、本件非公開情報は同号に該当しないと判断している。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要及び性格について

本件公文書は、本件事件について、宝塚市教育委員会の担当職員が、関係者から事情聴取した記録である。そのうち、本件非公開情報は、当該事件について、加害教員等がどのように考えていたのかを逐語的に記録しているものである。

なお、本件公文書は、学校長の判断で任意に添付され、阪神教育事務所経由で体罰報告書とともに県教育委員会に提出されたものである。

2 条例第8条第10号の該当性について

本件非公開情報の条例第8条第10号該当性については、答申第21号において、本件非公開情報は同号に該当しないとの答申を行っていること、また、実施機関も既同号には該当しないと自ら判断をしていることから、当審査会としては改めて判断しない。

3 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができる」と規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨と解される。

また、条例第3条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第8条第1号の規定は、原則公開を旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、これらの情報については非公開とすべきことを定めたものであると解される。

- (2) そこで、本件非公開情報について検討する。

異議申立人は、公務員の職務遂行に係る情報は、個人の私的な情報とはいえないので、公務員の職務上の見解を記録した本件非公開情報についても、条例第8条第1号に該当しない旨主張している。

しかしながら、教員の職務遂行に係る情報であっても、当該教員の資質や名誉にかかわる情報については、みだりに公開すべきではないことは、答申第21号でも示したとおりである。

ところで、本件非公開情報は、本件事件について、加害教員等がどのような考え方をもっていたのかという当該加害教員等の内心に係る情報であるとともに、当該加害教員等の処分の基となったものであることから、当該加害教員等の名誉や資質にかかわる情報に当たるので、通常他人に知られたいものと認められる。

また、本件非公開情報には、当該事件に関係した他の教員や生徒の詳細な行動内

容等が含まれているが、これらも通常他人に知られたくないものと認められる。

したがって、本件非公開情報は、いずれも特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

4 部分公開の可否について

異議申立人は、意見陳述の全趣旨から本件非公開情報のうち、部分公開できる部分については公開すべきであると主張しているものと考えられるので、その点について判断する。

当審査会において本件公文書を精査したところ、確かに本件非公開情報には、事実に関する部分と発言者の内心の意思に関する部分とが含まれているように思われるが、公開請求の趣旨を損なわずに分離することが難しい上、事実に関する部分と思われるものであっても、それは純然たる事実ではなく、発言者の認識を通して把握されたもので、発言者の内心の意思と密接にかかわっていると認められるので、たとえ事実に関する部分と思われるものであっても、その部分を公開することはできない。

5 その他の主張について

異議申立人は、本件公文書を公開しなければ、県民がその処分等の適否を判断することができない旨主張しているものと思料されるが、条例上の公開・非公開の判断は、飽くまで条例第8条各号の規定に照らして行うべきものであり、この点についての異議申立人の主張は採用できない。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 経 過 |
|----------------------------|-----------------------|
| 11 . 8 . 24 | ・ 諮問書の受理 |
| 11 . 10 . 1 | ・ 実施機関の非公開理由説明書の受理 |
| 11 . 10 . 18 | ・ 異議申立人の意見書の受理 |
| 11 . 11 . 10 (第110回審査会) | ・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議 |
| 11 . 12 . 1 (第111回審査会) | ・ 審議 |
| 11 . 12 . 15 (第113回審査会) | ・ 審議 |
| 12 . 2 . 28 (第114回審査会) | ・ 審議 |